

(大阪府ホームページより)

## 防災協力農地登録制度

農空間は、新鮮で安全な食料を供給する場としてはもとより、国土の保全、水源涵養、防災、景観・環境保全、教育・福祉、健康レクリエーション等の多面的機能を有しています。

阪神・淡路大震災では、農地やため池等が都市部における貴重なオープン・スペースとして、避難地や避難路、さらに延焼の遮断防止等に重要な防災空間であることが認識されました。

また、東日本大震災では、応急仮設住宅の建設用地について、公有地に加えて農地等の民有地の活用の必要性が高まり、国が農地情報の提供を市町村に協力依頼しました。こうした状況からも、営農を通じて保全されている農地を生産面だけでなく、防災面からもとらえ、地域のまちづくりにおいて果たすべき役割を明らかにし、農家と、行政・地域住民等の多様な連携により、農地等を防災空間として保全・活用する取組みを進めています

### 災害時の農地利用

緊急避難地、延焼遮断帯、緊急資材置場、仮設住宅用地、ヘリポート等の防災空間が確保できる。

面積が小さくても、軽微な災害時の「一時的な避難地」、盗難や火の元の心配、忘れ物を取りに帰れる等、「目の届く距離の避難地」となる。

消火活動や負傷者の搬出等、地域住民が行う自主的災害救助活動の場となる。農地を中心とした地域コミュニティが活かされる。

既設の農業用水路、井戸等の用水が消火や生活雑用水に活用できる。

### 防災協力農地登録制度とは

この制度は、市町村の要綱に基づき、災害時における住民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等として活用できる農地を、農家のご協力により、あらかじめ登録するものです。

農地が農作物の生産の場だけでなく、環境・防災面からも重要なオープン・スペースであることを、住民にご理解いただくとともに、農地の保全と都市農業の振興に寄与することも目的としています。

登録していただいた農地には、案内標識を設置し、住民にお知らせすると共に、ゴミの投げ捨て防止の啓発も行っています。



### 【府下の実施市】

	堺市	守口市	寝屋川市	貝塚市	高石市	大東市
施行日	平成23年1月1日	平成20年7月1日	平成15年4月1日	平成20年7月10日	平成27年3月12日	平成27年4月1日
農地の要件	○500㎡以上の一団の農地 ○登録済農地に隣接する農地	市内の一団の農地で原則500㎡以上のもの	規定なし	○500㎡以上の一団の農地 ○登録済農地に隣接する農地	○500㎡以上の一団の農地 ○登録済農地に隣接する農地	500㎡以上の一団の農地 登録済農地に隣接する農地
補償(7日以内使用の場合)	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償	①耕作面積に応じ市場価格を参考に(使用期間による区分なし) ②上記のほか別途補償が必要と認める場合は、協議の上、補償	立毛補償①②のいずれか? ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償	立毛の粗収入見込額。ただし、立毛に市場価格がある場合はその処分価格を控除した額	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償
補償(8日以上使用の場合)						
土地使用料	固定資産税を使用月数に応じて支払う (1月に満たない場合は1月として計算する)		(3カ月以上使用の場合) 固定資産税を使用月数に応じて支払う	固定資産税を使用月数に応じて支払う (1月に満たない場合は1月として計算する)	固定資産税を使用月数に応じて計算した2倍の額 (1月に満たない場合は2月として計算する)	固定資産税を使用月数に応じて支払う (1月に満たない場合は1月として計算する)
農業補償						
耕作地	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償		立毛補償(耕作地) 苗、種等の実費補償 (不耕作地)補償なし 農業収入見込額+耕運費用	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償		農業収入見込額
不耕作地	なし		耕運費用のみ	なし		なし
原形復旧費用	土の入替えを行なった場合 農業収入見込額(耕運費用は加算しない)を基準に1年目50%、2年目25%相当額を補償		土の入替えを行なった場合 農業収入見込額(耕運費用は加算しない)を基準に1年目50%、2年目25%相当額を補償	土の入替えを行なった場合 農業収入見込額(耕運費用は加算しない)を基準に1年目50%、2年目25%相当額を補償	土の入替えを行なった場合 農業収入見込額(耕運費用は加算しない)を基準に1年目50%、2年目25%相当額を補償	土の入替えを行なった場合 農業収入見込額に3/4を乗じて得た額農業補償額に加算する

□四条畷市は平成28年度に向け検討中